

先発医薬品

※令和6年10月以降、
医療上の必要性がある場合

保険給付

患者
負担

後発医薬品

保険給付

患者
負担

←先発医薬品と
後発医薬品の価格差→

先発医薬品

※令和6年10月以降、
患者が希望する場合

保険給付

患者
負担

特別の
料金

価格差の1/4相当

患者負担の総額

※厚生労働省HPより